防　災　メ　モ

自身のデータ

ふりがな		
名前		
住所		
自宅の電話番号		
生年月日		明治・大正 昭和・平成　　年　　月　　日
持っている手帳の種類 （身障手帳、療育手帳、精福手帳など）		
持病、常備薬		（常備薬：　　）
かかりつけの病院名		（電話番号：　　）
健康保険証の種類		国保・健保・共済　　（本人・家族）
介護保険	要介護認定	要介護 1・2・3・4・5　　要支援 1・2　非該当
	ケアマネージャー	

公的機関等の連絡先

	名　　称	電話番号	FAX番号
区役所または出張所	区役所 出張所　　課		
公民館	公民館		
民生委員	民生委員		
消防署（119）	消防署 出張所		
警察署（110）	警察署 交番		
ガス会社			
電力会社			
水道サービス公社	営業所		

緊急連絡先

名　前	続柄	電話番号	FAX番号	備考（住所など）

R100 VEGETABLE OIL INK
環境に配慮し、古紙配合率100％の再生紙
及び植物油インキを使用しています

災害時要援護者支援ハンドブック

高齢者や障がい者など、大きな災害が発生したとき、避難するために支援を必要とする方々（災害時要援護者）および支援者のみなさんに役立てていただくための冊子です。

福岡市

はじめに

地震や台風、豪雨等の自然災害や火災などによって、福岡市でも毎年のように尊い人命が失われています。特に、身体を動かすことや、情報を得ることが難しいなどの理由で、災害への対応が遅れることが多い高齢者や障がい者など、「災害時要援護者」と呼ばれる方たちは、被害に遭う危険性が高くなります。

いざというときに備え、この冊子を参考にして、平常時から身近にできる災害対策につとめましょう。また、この冊子に大切な情報を記入して、身近なところに置いておきましょう。

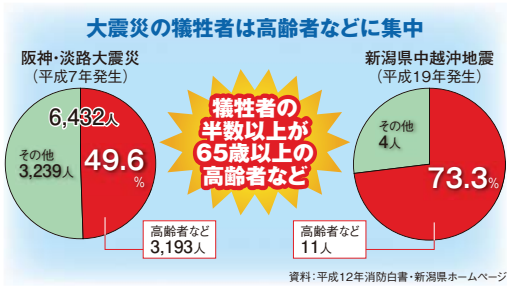

資料：平成12年消防白書・新潟県ホームページ

もくじ

福岡市の災害時要援護者のみなさんへ
災害時要援護者とは ……P 1
災害時要援護者台帳へのご登録を ……P 2
災害時要援護者の支援 ……P 4

支援者のみなさんへ
災害時要援護者の避難支援に取り組みましょう ……P 8
安否確認から避難所への誘導まで ……P10
災害時要援護者への配慮 ……P12

福岡市にお住まいのみなさんへ
福岡市防災メール／安心情報キット ……P13
電話以外の119番通報の方法 ……P14

普段からの備え
地震に備えよう ……P16
平常時にできること ……P18
非常持出品等の用意 ……P19
火災を未然に防ぐための点検ポイント ……P20
火災への対処法 ……P21

いざという時にどうする？
地震発生時の対応 ……P22
風水害時の対応 ……P26

知っておきましょう！ 災害用伝言板／災害に強いまちづくり～住宅の耐震化について～……P28
お問い合わせ一覧 ……P29

●福岡市の災害時要援護者のみなさんへ

災害時要援護者とは

必要な情報を素早く的確に把握したり、安全な場所に避難したりするなど、災害時に必要な一連の行動をとるにあたって支援を要する方々をいいます。

一般的に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人などがあげられています。

なお、福岡市では、65歳以上の高齢者、障がい者の方々を対象に災害時要援護者台帳の整備をすすめています。

災害時要援護者の特性

1 災害の危険を察知することが困難である。

2 危険を知らせる情報を受け取ることや正しく理解することができない、もしくは困難である。

3 危険を知らせる情報が送られてきても、それに対応して行動することができない、もしくは困難である。

防災まめ知識

日常生活用具の給付

福岡市では、高齢者や障がい者の方に次の品目の給付を行っています。

❶火災警報器　❷自動消火器　❸電磁調理器

高齢者、障がい者それぞれについて、品目ごとに給付の要件があります。

また、所得に応じて自己負担が発生する場合があります。ご希望の方は各区保健福祉センター福祉・介護保険課までご相談ください。（お問い合わせ先は、下記参照）

各区保健福祉センターのお問い合わせ先

	保健福祉センター福祉・介護保険課		
	高齢者担当窓口	障がい者担当窓口	
	電話番号	電話番号	FAX番号
東　区	092-645-1071	092-645-1067	092-631-2191
博多区	092-419-1078	092-419-1079	092-441-1455
中央区	092-718-1145	092-718-1100	092-771-4955
南　区	092-559-5127	092-559-5121	092-512-8811
城南区	092-833-4102	092-833-4102	092-822-0911
早良区	092-833-4352	092-833-4353	092-831-5723
西　区	092-895-7063	092-895-7064	092-881-5874

●福岡市の災害時要援護者のみなさんへ

災害時要援護者台帳へのご登録を

平成7年に発生した阪神・淡路大震災以降、全国的に大きな地震や風水害が発生しており、それらの犠牲者のうち、高齢者や災害時要援護者の占める割合が高くなっています。

福岡市においても、平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震のほか、平成11年6月、平成15年7月、平成21年7月と、大きな水害を複数回経験しました。

このような状況を踏まえ、福岡市では、地震や大規模風水害などが発生した際に、家族等の援助を受けることが困難で、その援護に特に留意すべき方を対象に、民生委員と共同で「災害時要援護者台帳」の整備に取り組んでいます。

災害時に自身の安全を確保するためにも、ぜひ災害時要援護者台帳へのご登録をお願いします。

※災害時要援護者台帳に関するお問い合わせは29ページ参照。

災害時要援護者台帳の活用

災害時要援護者台帳に登録いただいた方の情報は、市役所、区役所、及び民生委員がそれぞれで管理・保管し、「行政による災害時などの支援活動」や「民生委員による災害時の安否確認」等に役立てられます。

また、民生委員による、災害に備えた日ごろの見守りや啓発活動などにも活用されます。

災害時要援護者台帳 ▶

災害時要援護者台帳への登録の方法については、次の2種類があります。

高齢者（65歳以上）の方

■対象者

災害時に、家族等による支援が受けられず、協力者を必要とする方が対象となります。

- ●一人暮らし、または日中一人暮らしとなる方
- ●寝たきりや判断能力の低下が認められる方
- ●特別な事情がある方

民生委員が、市役所から貸与された名簿をもとに、毎年、原則として6月から9月の間に、皆様のお宅を訪問します。

民生委員は、災害時要援護者台帳に関する説明を行い、災害時要援護者台帳へ登録してもよいかをお尋ねします。

登録に同意いただける場合は、あなたの緊急連絡先、健康状態、防火訪問の希望の有無、校区自治協議会等への名簿提供の可否 (注) などをお尋ねします。

障がい者の方

■対象者

次のいずれにも該当し、災害時に家族等による支援が受けられず、協力者を必要とする方が対象となります。

- ●身体障害者手帳おおむね1、2級、または療育手帳をお持ちの方
- ●一人で避難することができない方
- ●単身世帯や障がい者のみの世帯などの方

各区保健福祉センターの福祉・介護保険課（お問い合せは1ページ参照）の窓口に、災害時要援護者台帳への登録に関する申込書をご提出ください。申込書は、各区福祉・介護保険課の窓口でお渡ししていますが、福岡市のホームページからもダウンロードすることができ、郵送、FAX、電話やEメールでもお申し込みできます。

申込書をご提出いただきますと、お住まいの地区の民生委員が、皆様のお宅へ伺い、世帯の状況、障がいの状況、緊急連絡先、防火訪問の希望の有無、校区自治協議会等への名簿提供の可否 (注) 等をお尋ねし、台帳に登録します。

※(注) 校区自治協議会等への名簿提供の可否は、市役所と覚書を締結している校区の方のみにお尋ねします。

●福岡市の災害時要援護者のみなさんへ

災害時要援護者の支援

災害時の要援護者支援は、日ごろからの見守りや隣近所など身近な人たちによる地域の支え合い、助け合いの「共助」で成り立っています。地域の支援組織は、平常時から各種関係機関・団体と連携し、一人ひとりの要援護者の方を、災害時に誰がどのように支援し、避難誘導するかなどの支援体制づくりを、地域と行政の共同により進めています。

その一環として、台帳情報の一部を抜粋した情報を、市と個人情報の提供について覚書を締結した地域の支援組織に提供しています。

地域の支援のために

災害時要援護者の避難支援を行うため、地域内の各種団体が連携し、地域の実情に応じた支援組織を構成します。

支援組織は『災害時要援護者の避難支援の取り組みに関する申請書』を、校区自治協議会を通じて福岡市へ提出し、『「災害時要援護者名簿」に関する覚書』を締結することにより災害時要援護者の情報を福岡市から得ることができます。

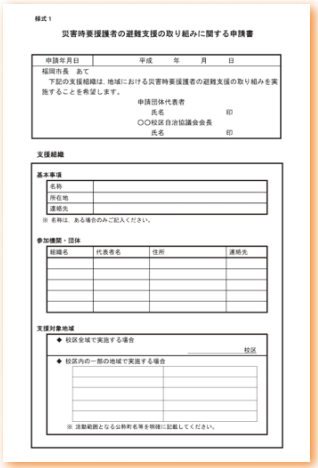
様式1
災害時要援護者の避難支援の取り組みに関する申請書

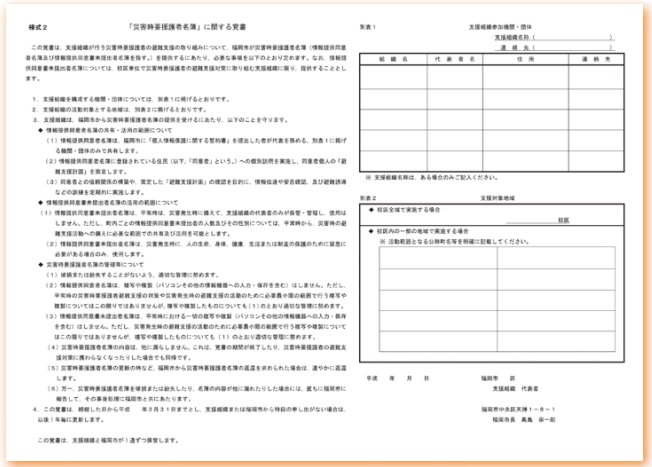
様式2　「災害時要援護者名簿」に関する覚書

▲災害時要援護者の避難支援の取り組みに関する申請書　「災害時要援護者名簿」に関する覚書▲

校区自治協議会等への名簿提供に同意いただける方には、災害時要援護者情報提供同意書の提出をお願いしています。

同意いただいた方の情報をもとに、市が名簿を作成し、校区自治協議会等に提供します。

校区自治協議会等へ提供された名簿は、日ごろから地域の見守り活動や、災害時の地域での安否確認など、災害時要援護者の避難支援に活用されます。

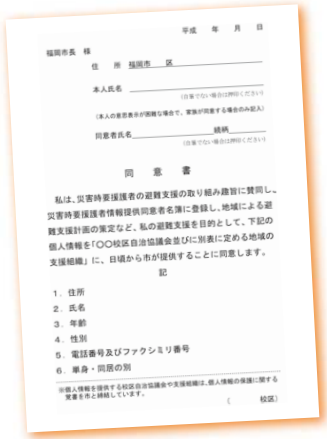
同　意　書

私は、災害時要援護者の避難支援の取り組み趣旨に賛同し、災害時要援護者情報提供同意者名簿に登録し、地域による避難支援計画の策定など、私の避難支援を目的として、下記の個人情報を「○○校区自治協議会並びに別表に定める地域の支援組織」に、日頃から市が提供することに同意します。

記

1. 住所
2. 氏名
3. 年齢
4. 性別
5. 電話番号及びファクシミリ番号
6. 単身・同居の別

様式5
災害時要援護者情報提供同意者名簿
（　　校区　HOO．O．○現在）

氏名（漢字）	氏名（カナ）	住所1	住所2	電話番号	ファクス番号	民生委員氏名	年齢	性別	単身・同居の別

▲校区自治協議会等へ提供する名簿

◀校区自治協議会等への名簿提供を行うための同意書

災害時要援護者支援の流れ

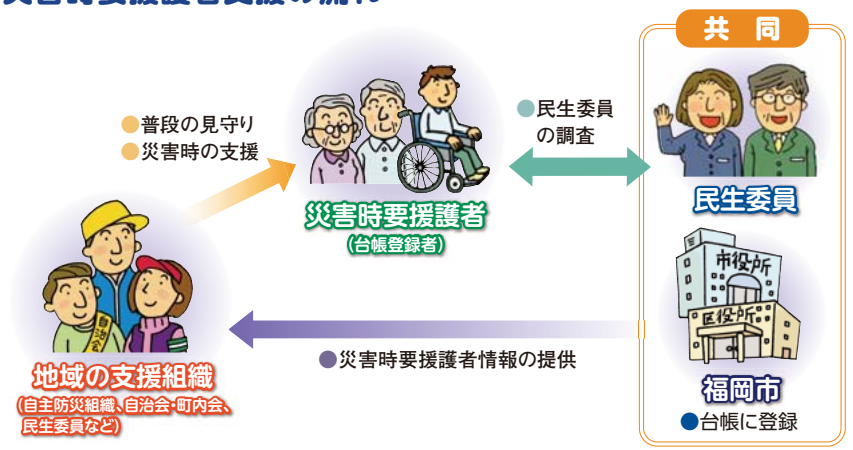

※福岡市では災害時に支援が必要な高齢者と障がい者の方を対象に、災害時要援護者台帳への登録を行っております。

●福岡市の災害時要援護者のみなさんへ

災害時要援護者の支援

災害時要援護者台帳登録後の個人情報の保護について

災害時要援護者台帳に登録された情報は、市役所、区役所および民生委員で適切に管理し、個人情報保護条例の規定に基づき、本来の目的以外の使用をしたり、外部に提供したりすることはありません。

また、覚書（４ページ参照）を締結した校区自治協議会等に名簿を提供する場合にも、覚書及び誓約書の中に、情報の適切な管理に関する規定を設けるとともに、別途「個人情報に関する誓約書」の提出をいただいています。

様式３

個人情報保護に関する誓約書

平成　　年　　月　　日

福岡市長あて

私は，災害時要援護者の避難支援の取り組みにおいて，災害時要援護者名簿に関する覚書に基づき提供を受けた個人情報について，当該情報が第三者に漏洩することのないよう適切に管理し，「避難支援計画」の策定及び災害時における支援の目的にのみ使用すること及び次の事項を遵守することを誓約します。

1　市から提供を受けた名簿については，災害時要援護者の避難支援の取り組みのために必要最小限の範囲で行うものを除いて，複写，複製または書き取りをしないこと。また，複写，複製または書き取りをしたものについても，原本と同様に，適切な管理に努めること
2　市から提供を受けた名簿について，パソコンその他の情報機器への入力・保存を行わないこと
3　万一，災害時要援護者名簿を破損又は紛失したり，名簿の内容が他に漏れたりした場合には，支援組織の代表者を通じて直ちに福岡市に報告すること

なお，この誓約は，私が災害時要援護者の避難支援の取り組みに携わらなくなったりした場合についても同様に遵守します。

以上の誓約内容は，私が代表を務める以下の機関・団体の構成員についても同様に遵守することを求めます。

支援組織名称：

個人情報取扱責任者

地域の支援組織となる機関・団体	代表者名 ※ 自筆でない場合は，氏名の横に押印してください。	住所

※　個人情報取扱責任者が書ききれないときは，同じ様式をもう一枚作成してください。
※　誓約書は，福岡市へ提出する前に，写し（控）を取り，支援組織・個人情報取扱責任者で保管してください。

◀個人情報保護に関する誓約書

災害時要援護者台帳登録者で、地域への情報提供に同意いただけなかった方（情報提供同意書未提出者）の情報については、地域の支援組織へ提供することは、目的外提供にあたり、市個人情報保護条例で原則禁止されていますが、例外的に人の生命の保護のため緊急に必要な場合は、提供が認められています。（条例第10条第4号）

しかし、災害が発生してからでは、市からの情報提供に時間を要したり、場合によっては提供できない可能性もあります。そこで、個人情報保護の趣旨を踏まえた上で、地域への情報提供同意者一人ひとりの避難支援計画（個別計画）の作成に取り組む支援組織に対し、一定の手続き及び適切な管理を求めたうえで支援組織の代表者１名に限定し、事前に提供することが可能となっています。

ただし、この情報は緊急時に必要がある場合にのみ使用できる情報であるため、平常時に使用したり、戸別訪問や避難支援計画（個別計画）を作成することはできませんが、個人の特定ができない範囲内で、地域内の人数や性別は、事前に把握することが可能となり、要援護者の避難支援に備えることができます。

※実施可能な地域から段階的に全市に拡大していきます。

様式６

災害時要援護者情報提供同意書未提出者名簿
（　　校区　H○○．○．○現在）

氏名（漢字）	氏名（カナ）	住所１	住所２	電話番号	ファックス番号	民生委員氏名	年齢	性別

地域の支援組織代表者へ提供する名簿▶

▶使用が可能となる災害の目安

●当該地域に避難準備情報、避難勧告、避難指示が出されたとき
●福岡市域内に震度５強以上の地震が発生し、避難支援の必要がある場合

参考

発令時の状況

●**避難準備情報**　→　人的被害の発生する可能性が高まった状況
●**避難勧告**　→　人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況
●**避難指示**　→　人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況。または、人的被害が発生した状況

震度５強の被害想定

●物につかまらないと歩くことが難しい
●棚にある食器類や本など落ちる物が多くなる
●固定していない家具が倒れることがある
●補強されていないブロック塀が崩れることがある

●支援者のみなさんへ

災害時要援護者の避難支援に取り組みましょう

地震や風水害等の自然災害が発生した直後など一刻を争うときは、行政の支援が間に合わないことが過去の災害の教訓からも明らかになっています。このため、隣近所や地域の住民が協力し、災害時要援護者の安否確認や避難誘導等の避難支援活動を円滑にできるよう、地域のみなさんによる組織的な体制と積極的な支援が強く求められています。

いざというときに備え、災害時要援護者に対する支援体制づくりや支援メニューについて，地域で十分に話し合いを重ね、地域の実情に応じ、できることから取り組んでいきましょう。

避難支援計画（個別計画）を作成しましょう

災害時要援護者の避難支援活動が円滑にできるよう、事前に誰がどのような支援を行うか等、災害時要援護者一人ひとりの避難支援計画を作っておきましょう。

◆**策定のポイント**

※地域の実情に応じ、実施可能な取り組みにしましょう。
※要援護者本人やその家族と十分協議し、要援護者個々の状況に応じた支援を心がけましょう。
※支援者も被災して来られない場合もありますので、複数名の体制をとっておきましょう。
※避難経路や場所は、可能な限り複数の経路・場所を考えておきましょう。

平常時からの支援をしっかりと

- 積極的なコミュニケーション
- 要援護者の把握をしっかりと！
- 訓練への参加呼びかけ
- マップ等の作製、活用
- 支援体制、内容を具体的に決める
- 見回りを行い、暮らしやすい環境に
- 自主防災組織の活動に参加する

災害時要援護者を支援する時の心得

●相手を尊重する　●プライバシーを守る　●コミュニケーションをとる
●できない支援や無理な約束をしない　●医療行為をしない

地域の支援組織では、地域の情報提供に同意された災害時要援護者に対し、地域の実情に応じて地域で実施可能な支援メニューを検討し、「避難支援計画」（個別計画）を策定します。

「避難支援計画」（個別計画）の策定にあたっては、専門的な知識や技術が必要となる場合があることから、市が福祉・介護関係機関と連携し、積極的に支援を行います。

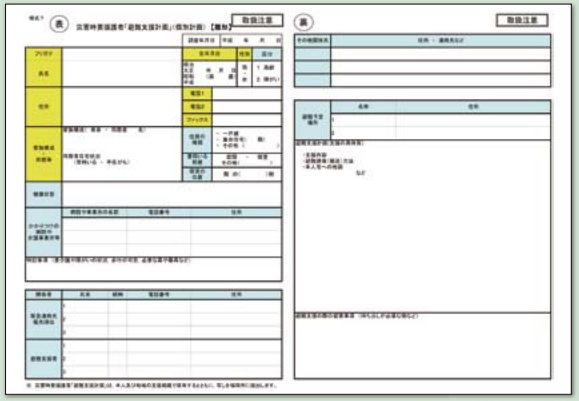

災害時要援護者「避難支援計画」（個別計画）▶

災害発生時の災害時要援護者支援の流れ

災害発生！
まずは自分の身を守ることが大事です

安否確認

要援護者の安否確認の実施
自主防災組織や支援者等による安否確認

避難等の伝達

避難勧告・指示の発令

通常広報手段による伝達
防災行政無線・広報車・口頭伝達・テレビ・ラジオ・防災メール・サイレン・ホームページ

寝たきりの高齢者や目・耳の不自由な人、外国人等に対し、避難の呼びかけをする

避難誘導

要援護者でも支援者等による助けが必要のない人は自力で避難

自主防災組織等による避難
（自力による避難行動が困難な場合）

避　難　所

避難所での対応

悪化　通常の避難所での生活が困難

健康状態
（保健師・看護師による健康管理）

良好

医療機関への移送
福祉避難所への移動

帰宅

自宅へ帰宅
（自宅が被災した場合、仮設住宅等に入居）

出展：「災害時要援護者避難支援マニュアル」（岩国市）を基に改編。
※この支援図は、あくまで参考です。災害時要援護者の特性により、支援の流れは異なります。

●支援者のみなさんへ

安否確認から避難所への誘導まで

安否の確認と情報伝達、避難誘導等について考えておきましょう

災害時要援護者は、情報の入手や理解が困難なおそれがあるので、支援者は災害発生直後に、周囲の安全に注意をはらいながら、災害時要援護者の安否を確認し、必要な情報を伝達することが大切です。また、避難が必要な場合も、要援護者が必要とする支援に注意して行いましょう。

安否の確認

●安否を確認し、避難所へ誘導しましょう。
●避難が不要な場合でも、災害時要援護者が孤立しないように声をかけましょう。

●本人からの申し出があった場合、家族や緊急連絡先などへの連絡に協力しましょう。

情報格差をなくす

●簡潔でわかりやすい言葉を使いましょう。

●口頭で伝えるだけでなく、文書も配付しましょう。

●耳の不自由な人や高齢者、外国人に対しては、大きな声で、ゆっくり、はっきり話しましょう。

●文字による伝達は、大きくわかりやすい字で、外国人や子どもなどにも伝わるよう、ひらがなを多く使うなど配慮しましょう。

●重要な情報は、一軒ずつ住宅を回るなどして確実に伝えていきましょう。

●数字に関する情報は、誤解などを生む危険性があるので、特に注意しましょう。

避難所への誘導

避難誘導の際には、事前に複数の避難経路を把握したうえで、安全なルートなのかを確認しながら、災害時要援護者を避難所へ誘導しましょう。また、災害時要援護者の避難誘導については、要援護者それぞれの特性を理解したうえで支援しましょう。

◆誘導の基本

●周囲の状況や避難の指示などを伝えて、避難所へ誘導しましょう。

◆寝たきりの高齢者の場合

●ひとりでの援助が難しい場合は、隣近所や自主防災組織などで協力し、担架や毛布などを使って避難を手伝いましょう。

◆目の不自由な人の場合

●まず、ひと声かけ、誘導する旨を伝えましょう。
●誘導する人のひじの少し上をつかんでもらいます。その際、誘導する人は、白杖の邪魔にならないように気をつけましょう。
●支援者が白杖を持って誘導することは目の不自由な人が歩きにくくなるので避けます。

●誘導する人は目の不自由な人より半歩前を歩き、絶えず進行方向の状況を知らせます。
●階段などの段差がある場合は、階段の直前でいったん止まり、段差があることと、上りか下りかを伝えます。誘導する人が一段先を歩くようにします。上りきったり、下りきったりしたときも、そのことを伝えます。
●危険な場所がある場合は、その状況を具体的に伝え、一番安全な方法で誘導しましょう。
●盲導犬と一緒の場合は、盲導犬に触れたり、引っ張ったりしないように。盲導犬の反対側を歩いて、方向などを説明しながら誘導しましょう。

◆車いすの介助のポイント

●上り坂のときは進行方向に前向き、下り坂のときは進行方向に後ろ向きになって進みます。ひとりでの介助が無理なときは数人で力を合わせます。

●段差を上がるときは、ステッピングバーを踏み、ハンドグリップを押し下げ、前輪を段の上にのせてから、後輪を段の上に上げます。

●段差を下りるときは、後ろ向きになって、まず後輪を下ろし、次に前輪を浮かせながら後ろに引き、前輪をゆっくり下ろします。

●支援者のみなさんへ

災害時要援護者への配慮

災害時要援護者は避難所での生活でさまざまな手助けを必要としています。障がいなどの内容や程度によって必要となる支援が異なりますので、よく理解したうえで対応し、できるだけ早く支援体制をつくるなど、お互いに助け合うことが必要です。

◆正しい情報の伝達

●災害に関する情報や連絡事項を伝えるときは、放送や口頭による連絡方法だけではなく、掲示板による方法を併用しましょう。

◆福祉避難所への移動支援

●災害時要援護者は、福祉避難所（二次避難所）の設置後、そちらに移動することが想定されるので、移動がスムーズにできるように手伝いましょう。

◆災害時要援護者への声かけ

●日常と異なる状況にいるため、精神的に不安になりがちです。話し相手になるなど、積極的に話しかけましょう。

◆要援護者別の配慮

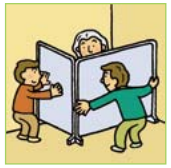

●おむつ交換や補装具交換が必要なときは、ついたてやカーテンを設けるなどの配慮をしましょう。

災害時要援護者を支援するときの心得

相手を尊重する

援助だからといって、何でも押し付けをせず、相手の立場を尊重しましょう。

コミュニケーションをとる

相手の希望にそうことができるように、密なコミュニケーションをとることを心がけましょう。

笑顔で接する

笑顔は安心につながり、不安な気持ちを取り除きます。

プライバシーを守る

相手の立場を尊重し、要援護者の秘密は絶対に守りましょう。

できない支援や無理な約束をしない

無理な約束などをしないようにしましょう。事故などにつながります。

医療行為をしない

骨折の手当てや止血、要援護者からの指示に従って援助する服薬を除き、薬を飲ませるなどの医療行為はしないように。医師などの専門家に相談しましょう。

防災まめ知識 簡易担架の作り方

緊急時に、担架の用意がない場合、簡易担架で対応しましょう。

●毛布と棒を利用

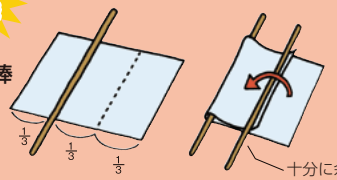

●上着と棒を利用

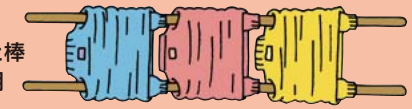

※使用する前に必ずこれらの担架を点検しましょう。

●福岡市にお住まいのみなさんへ

福岡市防災メール 安心情報キット

配信される情報

●避難勧告など福岡市で必要と判断した緊急情報
●気象注意報・警報
●地震情報
●津波予報
●雨量情報
●河川水位情報
●光化学オキシダント情報
●熱中症情報
●黄砂情報・PM2.5情報
●竜巻注意情報

※必要な情報を選択して登録できます。
※通信の可否を確認するため、毎週金曜日の午前11時頃に、天気予報のメールを配信しています。
■バーコードリーダ機能付きの携帯電話・PHSであれば、右のバーコードをご利用ください。

申込方法

携帯電話またはパソコンから「entry@fukuoka-city.jp」へ空メールを送ると、登録用 URL がメールで届きますので、その URL にアクセスすると、登録が完了します。
迷惑メール防止対策の設定をされている方は、登録前に「bousaimail@fukuoka-city.jp」からのメール受信が可能なように設定を行ってください。

お問い合わせ先

福岡市　市民局　防災・危機管理部　防災・危機管理課（市役所本庁舎７階）
電話番号：092-711-4056　　FAX 番号：092-733-5861

安心情報キットの配付

福岡市では平成24年度から、災害時・緊急時の万一の備えとして、一人暮らしの高齢者や障がい者の方などに、「緊急連絡先」や「かかりつけ医」などを記載したカードを入れて冷蔵庫に保管する『安心情報キット』を、地域の方にご協力をいただいて配付しています。

救急隊員などが駆けつけた際、必要に応じてこの情報をもとに対応しますので、カードに記載している情報に変更が生じた場合には、書き換えをしてください。

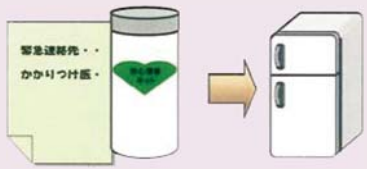

お問い合わせ先
社会福祉法人　福岡市社会福祉協議会
電話番号：092-720-5356

●福岡市にお住まいのみなさんへ

電話以外の119番通報の方法

福岡市消防局では、耳や声が不自由で、電話による 119 番通報が困難な方を対象に、以下のサービスを行っています。

Ⅰ. FAX119 番通報

福岡市ホームページからダウンロードできる、右記の様式に、必要事項を記入し、「119 番（局番無し）」に、FAX 送信してください。

様式に書くこと

- ●火事か救急か
- ●どうしたのか（何が燃えているのか、どこが痛いのかなど）
- ●住所、氏名、FAX 番号

FAX が正しく送られましたら、消防局から返信 FAX が送られてきます。

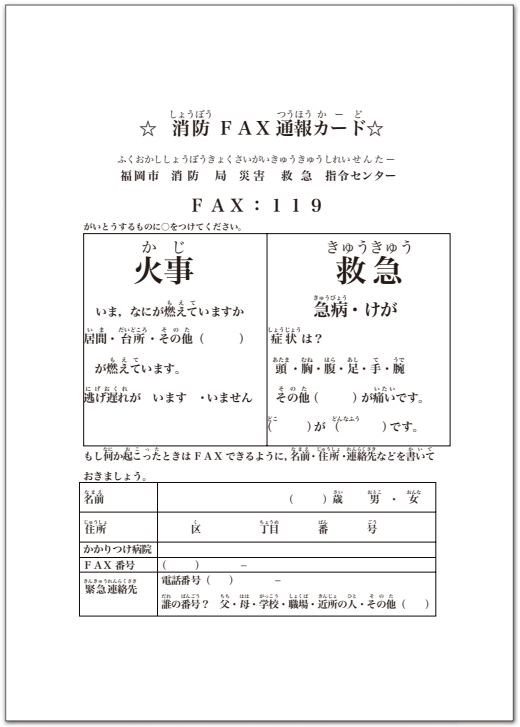

☆ 消防 FAX 通報カード☆

ふくおかししょうぼうきょくさいがいきゅうきゅうしれいせんたー
福岡市 消防 局 災害 救急 指令センター

FAX：119

がいとうするものに○をつけてください。

火事	救急
いま，なにが燃えていますか 居間・台所・その他（　　） が燃えています。 逃げ遅れが　います　・いません	急病・けが 症状は？ 頭・胸・腹・足・手・腕 その他（　　）が痛いです。 （　　）が（　　）です。

もし何か起こったときはFAXできるように，名前・住所・連絡先などを書いておきましょう。

名前	（　）歳　男・女
住所	区　丁目　番　号
かかりつけ病院	
FAX番号	（　）　－
緊急連絡先	電話番号（　）　－ 誰の番号？　父・母・学校・職場・近所の人・その他（　）

防災まめ知識

福岡市消防情報メール（ふくしょうメール）

火災や救助活動などの情報を携帯電話へ配信するサービスです。

必要な「災害の種類」や「行政区」を選べるほか、消防局からのお知らせを受け取ることもできます。

登録方法

1. インターネット
   http://m119.city.fukuoka.lg.jp/ にアクセスして、お申し込みください。
2. QR コード
   この QR コードから、お申し込みください。

Ⅱ. e メール 119 番通報

携帯電話やインターネットの電子メールで 119 番通報ができるシステムです。また、消防局からの「お知らせ」を、電子メールで配信します。

このシステムは登録制で、お申し込みが必要ですので、ご注意ください。

対象者

- ●福岡市内に住む、聴覚・言語・そしゃく障がいで身体障害者手帳の交付を受けている方

登　録　方　法

1. 利用手続き（お申し込み方法）

①消防局情報管理課または各区保健福祉センターの福祉・介護保険課障がい者担当窓口（お問い合わせは 1 ページ参照）

申込書に必要事項を書いて、そのまま窓口でお申し込みください。

②FAX または郵送

福岡市消防局のホームページから申込書をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、FAX または郵送でお申し込みください。

- ●お申し込み先 FAX 番号：092-725-6592
- ●郵送宛先：〒810-8521　福岡市中央区舞鶴三丁目 9 番 7 号
  福岡市消防局　情報管理課

③インターネット

http://efnet.city.fukuoka.lg.jp/fukuoka/navi/index.html にアクセスして、お申し込みください。

2. 登録完了のお知らせメール

お申し込み後、「e メール 119 番利用の登録をしました。福岡市消防局の e メール 119 番専用のメールアドレスは※※※※で、今からご利用できます。」と、メールで通知が届きます。

お問い合わせ先

福岡市　消防局　警防部　情報管理課
電話番号：092-725-6591　　FAX番号：092-725-6592

地震に備えよう

家の内外の危険箇所をなくしておこう

屋内

1 家の中に、家具のない安全な場所を確保する

2 寝室や、子ども・高齢者・病人のいる部屋には倒れそうな家具を置かない

3 家具の転倒・落下を防止する対策をとる

（17ページ参照）

4 出入り口や通路にはものを置かない

屋外

ベランダ

- 植木鉢や物干しざおなど、落下の危険性のあるものは防止策を施しましょう。
- ベランダから避難できるよう常に整理整とんを心がけましょう。

ブロック塀

- 倒れたり、崩れたりしないか点検しましょう。弱い部分は補強し、壊れている部分があれば修理しましょう。

プロパンガス

- ボンベを鎖でしっかり固定しておきましょう。

ガラス

- 窓ガラスだけでなく、食器棚や額縁などに使われているガラスにも飛散防止フィルムをはっておきましょう。

家具の転倒・落下の防止策

家具が転倒すると、その下敷きになってけがをしたり、室内が散乱することにより逃げ遅れてしまったりする場合があります。家具の転倒･落下防止対策を万全にして、家庭での被害を防ぎましょう。

収納を工夫する

- 重いものは下に、軽いものは上に収納しましょう。

置き方を工夫する

- 家具の下部の前方に板を入れ、壁にもたれ気味に置きましょう。
- 就寝場所に家具が倒れてこないように配置しましょう。

照明器具を補強する

- 天井に直接取り付けるタイプの照明が安全。つり下げ式のものは、鎖と金具を使って補強しましょう。
- 蛍光灯は蛍光管の落下を防止するため、両はじを耐熱テープで留めておきましょう。

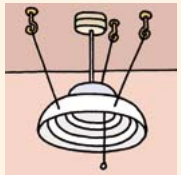

耐震金具を利用する

◆転倒防止金具

L字金具

チェーンなどで固定するタイプ

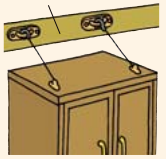

◆重ね留め用金具

重ねた上下の家具を固定し、上の家具の転倒を防ぎましょう。

◆扉・引き出しの開放防止金具

木やアルミの棒を設置することで扉・引き出しが開かないようにする。さらに、収納物の落下を防止するために、棚板に滑り止めのふきんを敷きましょう。

冷蔵庫などの家電製品には専用の転倒防止金具が用意されている場合もあります。取扱説明書を読んで活用してください。

平常時にできること

地震に備えましょう

▶ 二次災害の防止

●地震発生後、火災などの二次災害を防ぐために、ストーブやガス器具などは自動消火装置の付いたものを使用したり、不燃性カーテンにするなど工夫しましょう。
●消火器を使いやすいところに置いておきましょう。また、平常時から地域の防災訓練などに参加して使い方を覚えておきましょう。
●消火器の有効期限などを点検しておきましょう。
●火災が発生したときの消火用として、または水洗トイレ用など、生活用水として使用するために、浴槽や洗濯機、ポリ容器などに水をためておきましょう。

▶ 身分証などの携帯

●運転免許証、健康保険証、障害者手帳、療育手帳、母子健康手帳・写真付き住民基本台帳カードなどの身分証や緊急連絡カード（緊急連絡先やかかりつけの医療機関や日ごろ服用している薬などを記入したもの）を常日ごろから携帯しましょう。
※裏表紙の「防災メモ」をご利用ください。

▶ 非常持出品等の用意 ※P19参照

●災害発生時に、食料品や水、夜間の冷え込みに備えた防寒着などを、すぐに持ち出すことができるようにわかりやすい場所にまとめておきましょう。
●非常持出品の中に、日ごろ服用している薬や緊急連絡カードなどを用意しておきましょう。

▶ 家族や隣近所の人たちとの話し合い

●定められた避難所や、避難経路、連絡方法などを家族や支援者などと日ごろから話し合っておきましょう。

非常持出品等の用意

非常持出品

災害が発生し避難するときに、最初に持ち出すものです。避難しやすいよう、できるだけコンパクトにまとめましょう。

非常食
保存期間が長く、火を通さないで食べられるものが便利。

飲料水
薬を服用する際にも欠かせません。

懐中電灯
夜間は必須となる。予備の電池も準備。

携帯ラジオ
FMとAM両方が聞けるもの。予備の電池も準備。

救急薬品・常備薬
応急手当てができる薬品類や、持病の常備薬など。

貴重品
現金（10円硬貨も）、通帳、健康保険証、免許証、印鑑など。

その他
衣類（防寒着含む）、食器類、生理用品、携帯電話の充電器など。

備蓄品

災害復旧までの数日間を自活するための備蓄品です。最低でも3日分、できれば5日分を準備しておきましょう。

非常食
そのまま食べられるか簡単な調理で済むものが便利。

水
飲料水の目安は1人1日3リットル程度。避難する場合は、避難に支障のない範囲の量を持ち出しましょう。

生活用品
アウトドア用品などが便利。燃料やコンロなども。

▶ それぞれの状況に応じて備えること

◆**寝たきりの高齢者のいる家庭**
紙おむつなどの介護用品など。

◆**乳幼児のいる家庭**
粉ミルク、紙おむつなど。

◆**耳の不自由な人**
補聴器の予備電池、筆談用のためのメモ用紙、筆記具、笛やブザーなど。

◆**目の不自由な人**
白杖（はくじょう）、ラジオなど。

◆**肢体が不自由な人**
杖など。

◆**音声・言語障がいの人**
筆談用のためのメモ用紙、筆記具、笛など。

◆**内臓機能に障がいのある人**
人工呼吸器を装着している方は非常用外部バッテリーなど。直腸膀胱機能障がいの方はストマ使用に必要な装具や皮膚保護材など。音声・言語機能障がいの方は気管孔エプロンの予備など。

◆**知的・精神障がいの人**
日ごろから近隣の危険がある場所を知っておくこと。お付き合いのある身近な人に情報伝達と避難場所への誘導を依頼。

火災を未然に防ぐための点検ポイント

日ごろから火気の取り扱いに気をつけましょう

全国の住宅火災による死者の半数以上を65歳以上が占めています。日ごろから火気の取り扱いには十分気をつけましょう。また、いざというときのために、住宅用火災警報器などの防火機器を住宅に設置しておくことも大切です。

可燃物を放置しない

家の周囲に古新聞などの燃えやすいものを置いていると放火される恐れもあります。

たばこ

消し忘れやポイ捨てが火災の原因になります。また、寝たばこは絶対にいけません。

コンロ

揚げ物の最中の消し忘れは特に危険です。できれば電磁調理器、自動消火機能のついたものを。

ストーブ

近くに洗濯物などを干したり燃えやすいものを置いたりしないようにしましょう。

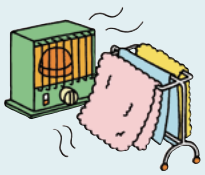

電気コード

コードを束ねる、家具などで踏む、たこ足配線をするなどでコードが発熱し火災の要因になります。

防災まめ知識 住宅用火災警報器（煙式）の設置が法律によって義務付けられています

住宅用火災警報器は、火災の煙に反応していち早く火災を知らせる装置です。設置により、大切な命や財産を守ることができた事例が報告されています。

▶睡眠中、電気ストーブにより、布団を焦がしましたが、警報により早期発見・初期消火したため、大事に至りませんでした。

※火災予防に関するお問い合わせは、最寄りの消防署（予防課）まで。

火災への対処法

地震などが起きたときには、火災などの二次災害を防ぐことも大切です。火災が発生すると結果的に被害が何倍も大きくなる危険性があります。ただし、身の安全を最優先に考えてあわてず対処しましょう。

1 早く知らせる

●「火事だ!」と大声を出して援助を求めましょう。
●小さな火事でも、非常ベルを押す、119 番に通報するなどしましょう。

2 早く消火する

●水や消火器だけでなく、ぬらした毛布で覆う、座布団でたたくなど身のまわりのものも利用して消火しましょう。

3 早く逃げる

●火が天井にまわったら消火をあきらめて、すぐに避難しましょう。
●避難するときは、燃えている部屋のドアや窓を閉めて空気を遮断しましょう。

「ピノキオ」で覚える 消火器の使い方

1「ピ」=ピンを抜く
※安全ピンのはずし方はメーカーにかかわらず共通です。

2「ノ」=ノズルをはずす
※燃え上がる炎にまどわされず、燃えている火元に向けましょう。

3「キ」=距離を取る
※火元からの距離。

4「オ」=押す
※レバーを押す。またはにぎる。
※姿勢を低くして熱や煙を避けましょう。また、屋外の場合は風上から噴射しましょう。

地震発生時の対応

いざというときに、どういう行動をとったらよいか覚えておきましょう

家や施設にいるときに地震が起きたら

①物が落ちてくるところからはなれ、ふとんや座ぶとんなどで、頭を守ったり、丈夫なテーブルの下などへもぐり込み、テーブルの脚をしっかりつかみましょう。

②揺れがおさまったら、火事が起きていないか確かめましょう。火事が起きていたら大声で知らせましょう。

③ガスコンロなどを使っていたときは、揺れがおさまったら火を消しましょう。

④窓や玄関の扉を開けて、逃げ道をつくりましょう。

⑤家の中に閉じこめられたときは、大声を出すか笛を吹いて外に知らせましょう。助けが来るまで安全な場所で待ちましょう。

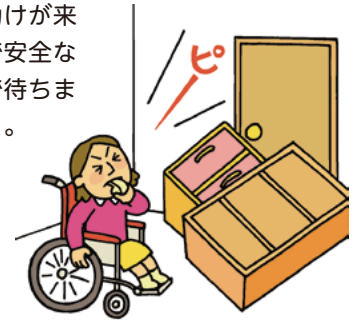

外出しているときに地震が起きたら

ビルのガラスや看板が落ちてくるので、カバンなどで頭を守り、頑丈そうな建物へ避難しましょう。

どうしたらいいかわからないとき

まわりの人にたのんで、安全な場所へ連れて行ってもらいましょう。

肢体が不自由な人の場合

●自宅にいるときに地震が発生したら、揺れがおさまり次第、ストーブやコンロなどの火気を家族や近所の人に確認してもらいましょう。

●車いすを利用している人は、地震の揺れがおさまるまでは車いすのブレーキをかけ、落下物から身を守るために身近にあるもので頭を保護しましょう。また、車いすで避難できる経路が確保されているかどうか確認しましょう。

支援者等は

自宅にいるときに地震が発生した場合

●大きなテーブルの下に要援護者を保護したり、座布団をかぶせたりするなどして家具の転倒や落下物から要援護者を守りましょう。

目の不自由な人に対しては…

●揺れがおさまり次第、ストーブやコンロなどの火気を確認し、周囲の状況を伝えましょう。

●外出時に地震が発生したら、まわりの状況を伝え、安全な場所へ誘導しましょう。

（11 ページ参照）

耳の不自由な人に対しては…

●外出時に地震が発生したら、被害の状況などを筆談などで伝え、安全な場所へ誘導しましょう。

（10 ページ参照）

地震発生時の対応

避難するときは

①割れたガラスなどでけがをしないように靴をはき、逃げるときはあわてず、家族や施設の職員の指示にしたがいましょう。

②物が落ちてくる危険があるので、ヘルメットや帽子などで、頭を守りましょう。

③まわりの安全を確かめながら歩き、たおれている物や切れた電線にはさわらないようにしましょう。

④非常持出品をもって外に出ましょう。

避難所についたら

①避難所では共同生活になります。職員などの指示にしたがいましょう。

②心配なことや相談事があれば、職員や避難所の相談窓口に相談しましょう。

避難が長期化する場合、避難所の運営には避難者同士の支え合い、助け合いなど避難者の皆さんのご協力が必要になります。

●地震発生後の津波に注意しましょう

2011年3月11日、東北・三陸沖を震源とする国内最大のマグニチュード9.0を記録する東日本大震災が発生しました。これによって大津波が発生し、岩手、宮城、福島、茨城、千葉など東北・関東地方の太平洋沿岸地域を中心に甚大な被害をもたらしました。

●津波が発生したらどうする？

津波から身を守るには「逃げる」しかありません。チャートに従って、早めに避難しましょう。

津　波　発　生

こんなときには

- 自治体から避難勧告・避難指示発令
- 大津波警報発令
- 津波警報発表
- 強い地震やゆったりした揺れを感じた
- 自治体から避難準備情報発令
- 津波注意報発表

まずこのような行動を

- ●沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難
- ●ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難
- ●自分の命は自分で守ることを意識
- ●海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる
- ●津波危険地区の住民はいつでも避難できるように準備

その後は……

- ●正しい情報をラジオ・テレビなどで入手する
- ●津波は繰り返し襲来するので、警報・注意報が解除されるまでは絶対に海岸に近づかない

●避難のための５ポイント

- ポイント1 地震の揺れが小さくても津波は来る
- ポイント2 「津波は来ない」という俗説は信じるな
- ポイント3 避難に車は使わない
- ポイント4 「遠く」よりも「高く」へ
- ポイント5 引き波がなくても津波は襲う

風水害時の対応

台風や大雨による風水害の被害は、近年、山間部の土砂くずれや河川のはんらんだけにとどまらず、都市の地下街への浸水など、新たな危険を引き起こしています。気象情報の変化には十分な注意が必要です。

▶ まず情報を集めましょう!

●台風や豪雨はニュースなどで事前にある程度の情報を得ることができます。市の災害情報に関する広報などに注意するとともに、災害が起こる恐れのある場合に発表される「注意報」や、重大な災害が起こる恐れのある場合に発表される「警報」などを避難準備の目安にしましょう。

▶ 早めの避難を心掛けましょう!

●災害時要援護者の場合は、河川が決壊したり家屋などに浸水がはじまってからでは逃げおくれる危険性があります。早めに避難行動をはじめるように心がけましょう。

	避難準備情報	避難勧告	避難指示
発令時の状況	人的被害の発生する可能性が高まった状況	人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況。または、人的被害が発生した状況
行動	●高齢者や障がい者など、避難行動に時間を要する住民等は、避難行動を開始。 ●それ以外の方は、家族等との連絡、非常用持出品の準備等、避難準備を開始。	●通常の避難行動ができる住民等は、避難所への避難を開始。 	●すべての住民等は、避難を直ちに開始。

※急な増水の際などは、避難準備情報の発令を経ずに避難勧告を発令することもありますので、発令を待つのではなく、早めの避難準備を心がけましょう。

※避難する際、既に道路などが冠水しており、歩くことが難しいような場合は、無理に避難所へ向かわず、消防などに助けを求めたり、自宅や近所のマンションなどの 2 階以上の安全な場所へ避難することも大切です。

豪雨！こんな時は？

地下街では?

●豪雨の場合は地下に雨水が流れ込んだり、下水があふれたりなどの危険があるので、地下から避難しましょう。

水辺では?

●すみやかに高台に避難しましょう。
●運転中のときはスピードを落として高台へ。浸水などでエンストした場合は車を降りて徒歩で避難を。

風水害時の避難のポイント 6か条

1 近隣で声をかけ合って早めに避難をはじめる。

2 ヘルメットなどで頭を守り、靴は運動靴で。

3 杖などを利用して、冠水した路面の足元に注意する。

4 援助が必要な場合は、浮き輪をつけたり背負うなどして助け合う。

5 ロープなどで数人の体をつなぎ、はぐれないようにする。

6 水が腰まである場合は無理に進まず、高所で救助を待つ。

知っておきましょう！ 災害時伝言板

災害時の声の伝言板

携帯電話の災害用伝言板

携帯電話各社では、災害時に家族・親類・知人などとの安否確認のための災害用伝言板サービスを提供しています。大規模災害発生時には、災害発生地域の方は、各社ケータイサイトに開設された災害用伝言板にて、安否情報の登録、確認、閲覧を行うことができます。

くわしくは各社HPをご参照ください。
「au」http://www.au.kddi.com/notice/saigai_dengon/index.html
「docomo」http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/
「SoftBank」http://mb.softbank.jp/scripts/japanese/information/dengon/index.jsp
「WILLCOM」http://www.willcom-inc.com/ja/info/dengon/
「EMOBILE」http://dengon.emnet.ne.jp/

災害用伝言ダイヤル「171」

●電話

NTTでは震度6弱以上の地震発生時など、被災地への安否確認電話が集中する場合に「災害用伝言ダイヤル」サービスを開始します。事前契約などは不要で、サービス開始はテレビやラジオで告知されます。171番にダイヤルするとガイダンスが流れるので、それに従って利用します。「忘れていない（171）」と覚えましょう。

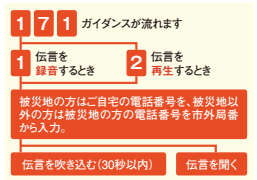

※災害時は硬貨用公衆電話のほうがつながりやすい場合があります。

◆加入電話、公衆電話、ひかり電話からご利用できます。携帯電話やPHS、一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。
◆伝言の録音、再生時には、発信されるお客様から伝言の録音または再生する電話番号までの通話料（通常、電話をおかけになる場合と同様の料金）が必要です。伝言蓄積等のセンター利用料は無料です。

災害用伝言板（web171）

NTTが震度6弱以上の地震発生時などに提供します。被災地の人がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、自宅の電話番号（携帯電話番号も可）をキーにして安否情報を文字で登録、インターネットに接続可能な端末（パソコン、スマートフォン、携帯電話）から確認することができます。

使い方
https://www.web171.jp/
にアクセスし、画面に従って利用します。

災害に強いまちづくり～住宅の耐震化について～

福岡市では、地震による住宅の倒壊などを防止し、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、市民の皆さんが住宅の耐震化に取り組むための各種支援策を実施しています。

地震による人的、経済的被害を軽減するには、住宅の耐震化が重要です。そのためにはまず、耐震診断により、お住まいの状況を知ることが大切です。

耐震診断に関する相談や、道路に面する危険なブロック塀を除去する際等には、お気軽にお問い合わせください。

※耐震診断・改.修補助等の支援の対象となる建物は、昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建てられたものとなります。

お問い合わせ先

福岡市　住宅都市局　総務部　企画・耐震推進課（市役所本庁舎４階）
電話番号：092-711-4580　　FAX 番号：092-733-5590

「災害時要援護者台帳」に関するお問い合わせ先

●各区保健福祉センター　地域保健福祉課

	電話番号	FAX番号
東　区	092-645-1086	092-631-2295
博多区	092-419-1098	092-441-0057
中央区	092-718-1109	092-734-1690
南　区	092-559-5131	092-512-8811
城南区	092-833-4111	092-822-2133
早良区	092-833-4361	092-846-8428
西　区	092-895-7077	092-891-9894

保健福祉局　高齢社会部　高齢社会政策課
電話番号：092-733-5346　　FAX番号：092-733-5587

災害時の各区災害対策本部への連絡先

	電話番号	FAX番号
東　区	092-645-1007	092-631-2131
博多区	092-419-1044	092-452-6735
中央区	092-718-1056	092-714-2141
南　区	092-559-5063	092-561-2130
城南区	092-833-4055	092-822-2142
早良区	092-833-4304	092-846-2864
（入部出張所）	092-804-2011	092-803-0924
西　区	092-895-7037	092-882-2137
（西部出張所）	092-806-0004	092-806-6811

＜この冊子に関するお問い合わせ先＞

編集・発行　　平成25年3月
福岡市　市民局　防災・危機管理部　防災・危機管理課
〒810－0001　福岡市中央区天神1丁目8－1
電話番号：092－711－4056　FAX番号：092－733－5861
印刷　　株式会社東京法規出版